

別府市監査委員告示第3号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課	会計課
	選挙管理委員会事務局
	教育委員会 学校教育課
	福祉保健部 児童家庭課

平成20年3月28日

別府市監査委員 櫻井美也子

同 首藤 正

同 由川盛登

# 監 査 報 告 書

## 1. 監査の対象及び期間

会計課

監査期間 平成 19 年 11 月 9 日から平成 20 年 1 月 7 日まで  
選挙管理委員会事務局

監査期間 平成 19 年 11 月 9 日から平成 20 年 1 月 7 日まで  
教育委員会 学校教育課

監査期間 平成 20 年 1 月 7 日から平成 20 年 2 月 8 日まで  
福祉保健部 児童家庭課

監査期間 平成 20 年 2 月 8 日から平成 20 年 3 月 21 日まで

2. 監査を実施した委員	別府市監査委員	櫻 井 美也子
	同	首 藤 正
	同	由 川 盛 登

## 3. 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

## 4. 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(会計課関係)

### (1) 所得税の取扱事務について

平成 19 年 9 月 5 日付で歳入歳出外現金のうち、控除金所得税から収入科目その他雑入に振替事務が行われていることについて、平成 16 年度に新財務システムが導入された際、控除相手方が不明のまま、所得税の費目に振替を行った事務処理は適切でないと思慮される。

今後は、不明控除金が発生した場合、長期間放置すること無く、迅速に会計処理を行われたい。

(2) 分任出納員の任免について

分任出納員の任免に関する事務処理については、概ね適正に事務が執行され特段の指摘事項はありません。

(3) 証票検査について

会計証票検査事務においては、概ね良好に執行されていたが、予算の適正な執行と会計事務の適正な事務処理を図るため、内容の確認及び関係書類等の点検・審査にあたっては、より一層留意していただきたい。

(選挙管理委員会事務局関係)

(1) 大分県知事・県議会議員選挙執行に要する経費について

財務に関する事務の執行においては、概ね良好に執行されていたが、郵便切手の管理については、保存残高が過剰にならないよう注意されたい。

(2) 別府市長・市議会議員選挙執行に要する経費について

本項目中、選挙運動の公費負担に係る項目については、首藤 正監査委員は、利害関係があるので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥いたしました。

別府市長・市議会議員選挙執行に要する経費の支出については、限られた時間の中で、大量の事務処理が求められており、文書の収受印の洩れ、財務証票の添付書類の添付誤り、選挙公営に係る請求書類の記載漏れ等重大とは言えないミスが見受けられるものの概ね適正に処理されていたが、一部条例の規定と異なる支出が見られた。

条例、関係法令に沿って適正な支出に努められたい。

なお、選挙運動の公費負担については、現行の規定上、違法不当な支出と判断されるものはなかったが、制度の改善について監査委員として意見を提出する。

意 見

選挙運動の公費負担（選挙公営制度）について

別府市議会議員及び別府市長選における選挙運動の公費負担について地方自治法第 199 条第 10 項の規定により監査結果の報告に添えて意見を付す。なお、本意見においても首藤 正監査委員は、利害関係があるので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥いたしました。

本制度は、一定の範囲で選挙費用を公費でまかなうことにより、候補者間の資金力の有無による選挙活動の優劣を解消し、被選挙権の平等を図ることを目的とした有意義な制度である。

一方、本制度は、多くの他の自治体において情報公開請求や住民監査請求がなされるなど、その運用のあり方に住民の関心が高い経費である。

ポスター作成費用については、契約額に候補者ごとに大きな差異が見受けられた。

どのようなポスターを作るかは候補者の自由であるが、公費の支出である以上、経済性を考慮する義務は、それぞれの候補者に当然に課せられていると考えるべきである。

現行手続きでは、規格・内訳を明らかにした見積書などの提出を義務づけていないため、契約価格の妥当性が証明されない。

これは、一般運送契約、自動車賃貸契約にも共通する事柄である。

また、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担についても燃料供給において、燃料供給量や走行距離などを証明する書類の添付を義務づけることにより、透明性を図るべきである。

選挙費用の資力に乏しい者にも立候補の道を開き、資金力の有無によって選挙活動の優劣を生じさせないとする有意義な本制度を存続させるためにも、今後より一層の客観的透明性を担保できるよう申請書類を含め事務改善に努められたい。

#### (学校教育課関係)

##### (1) 別府市学齢児童・生徒就学援助について

別府市学齢児童・生徒就学援助については、文書管理、認定作業等に事務処理上の問題が見られ、下記事項について改善されたい。

- ① 申請理由7「その他経済的に困難である者」の認定・否認定の判断理由が不明であり、特に所得を理由に否認定とされた者の判断根拠が無い。明確な所得基準を設けるべきである。
- ② 起案文書は、事務処理について上司に説明し、意思決定を求めるものであるもので、意思決定の理由・経過及び必要な書類を添付すること。

##### (2) 幼稚園保育料の収納事務について

幼稚園保育料の収納事務については、概ね適正に事務処理がなされていたが、下記事項について改善されたい。

- ① 保育料収納簿の消しこみ印に日付の誤りが見受けられたので、今後は慎重に取り扱うこと。

② 督促・催告の通知を行う起案文書に保護者あての督促・催告状に誤った保育料を記載した文書が添付されていたので、今後は慎重な事務処理を行うこと。

③ 保育料等減免申請書の申請月日に記載漏れが見受けられたので、今後は適切な事務処理を行うこと

(3) 旅費の執行に関することについて

旅費の執行については、復命書に数件不備が見られた。  
別府市職員服務規程を遵守し、事務処理を行うこと。

(4) 給食共同調理場の維持管理及び施設整備に要する経費について

一件の契約金額が20万円以内である調理場の3件の床抗菌塗装工事は、工事請負者、施工場所、見積日、工事施工写真、工期等から判断すると一体的な同一工事である。一工事として別府市契約事務規則に基づき適正に契約事務を行われたい。

(5) 私立幼稚園就園奨励費補助金の支出について

私立幼稚園就園奨励費補助金の支出においては、概ね良好に執行されていたが、次のような事項において改善されたい。

① 補助金の書類審査にあたっては、提出資料の内容を十分検証し、補助金支出の決定をされたい。

② 申請事務処理にあたっては、「別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」を遵守すべきである。

(ア) 前回監査(平成13年11月)にて、3補助金についての(1)の「③別府市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱第5条では、幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書を申請者に送付するとなっているが、補助指令書を通知している。」と指摘したが、改善されていなかった。

③ 文書事務について起案、收受に適切でない事務処理が見られた。  
今後は文書管理規程を遵守されたい。

(児童家庭課関係)

(1) 児童手当等の支給事務について

児童手当等の支給事務については、概ね適正に事務が執行され特段の指摘事項はありません。

(2) 児童扶養手当の支給について

児童扶養手当申請事務については、概ね適正に処理されていましたが、受給資格喪

失等による19年度過払分の内1件が未返還となっていた。納付指導等をされ返還金の早期徴収に努められたい。

(3) 保育所・児童館 施設維持管理に係る委託料について

保育所・児童館施設維持管理に係る委託料の支出においては、概ね良好に執行されていたが、次のような事項において改善を要望する。

- ① 委託業者より提出された業務結果等の報告書は、仕様書に沿った内容が確認できるものを求め、担当者が受付、報告内容を確認のうえ適正な処理を行われたい。
- ② 施設空調機器保守点検委託（ほっぺパーク 南部児童館）の委託契約において、『施設空調機器保守点検委託契約書』と『GHP・YES パートナー保守契約』の2通の契約書を作成しているが、一業務委託であるため、適正な契約書の締結事務を行われたい。

(4) 児童福祉施設併設型民間児童館事業委託料について

児童福祉施設併設型民間児童館事業委託料の支出については、適正に事務が執行され特段の指摘事項はありません。

(5) 市立保育所の保育に要する経費 需用費(賄材料費)の支出について

市立6保育所の賄材料費の支出においては、予算の範囲内で、概ね良好に執行されていたが、下記事項について改善されたい。

- ① 別府市文書事務管理規程第11条による保管が徹底されていなかった。適正な事務処理を行われたい。
- ② 給食の食材料費である賄材料費の中に消耗品費より支出すべきものが一部含まれていた。適正な支出事務処理を行われたい。
- ③ 賄材料の購入については、別府市物品取扱規則第10条により、保育所ごとに発注している。

個々の品目を見ると、精米は1k 380円～500円等と納入業者により差があり、4月の園ごとの園児1人あたりの賄材料費に要する額にも1,000円程度の差が生じており、食材購入において経済性が管理されていないと思慮される。

今後、賄材料の購入は、計画的・効率的・経済的かつ安全性に配慮して行われるべきである。

(6) 別府市湯のまち別府っ子誕生祝金等の支給について

誕生祝金等の支給については、適正に事務が執行され特段の指摘事項はありません。

(7) 市立保育所施設維持管理及び施設整備・児童館施設管理及び施設整備に要する経費について

あけぼの保育所の非常用避難階段新設工事と CB 塀解体工事は、施工場所、工事内容、見積日、施行時期等から判断すると一体的な同一工事である。今後は別府市契約事務規則により、適正な事務処理を行われたい。

(8) 補助金交付事務について

補助金交付に係る事務処理については、概ね適正に事務が執行され特段の指摘事項はありません。

(9) 保育料の徴収事務について

別府市保育料の徴収事務については、滞納者への催告等努力されていたが、滞納額は年々増加しており、他の利用者との受益者負担の公平性を確保する面からも、なお一層滞納整理の強化を図られたい。特に資力があるにもかかわらず滞納しているようなケースについては、早急に滞納処分の実施について検討されたい。